

速度取締り指針

令和7年1月
下松警察署

速度取締り重点路線

※ 重点路線以外の場所、時間帯であっても、取締りを実施することがあります。

重点路線	重点時間帯	区域	規制速度
国道2号	6:00 ~ 21:00	切山地区	60km/h
国道188号	6:00 ~ 21:00	東豊井地区	60km/h
市道西条線	7:00 ~ 17:00	末武上～生野屋地区(花岡小校区)	40km/h

- 国道2号、国道188号を中心に速度取締りを強化します。
- 速度超過による事故は重大な結果を生じさせることから、重点路線を中心に速度取締りを強化します。

管内における交通事故実態と分析結果（令和6年7月～12月）

※ ●：交通事故多発エリア



- 帰宅時間帯から夜間にかけて人身事故が多く発生しています。また、市街地の交差点で人身事故が多発しているため、多角的な交通指導取締りを推進します。
- 国道、市道西条線で速度取締りを実施していますが、依然として人身事故が多発しており、重大事故の発生が懸念されるため、引き続き速度違反取締りを実施します。

【抽出条件】

- ・ 交通事故：私道と駐車場は除く
- ・ 交通事故多発エリア：半径100m以内で6件以上事故が発生しているエリア

その他の交通指導取締り

- 人身事故が多発する時間帯において、多角的な交通指導取締りや警戒活動を実施します。
- 市街地の交差点で死亡事故が発生しており、信号無視や一時不停止、横断歩行者妨害の取締りを強化します。
- 通学路における取締りのほか、自転車やペダル付き電動バイク等に対する指導啓発活動を強化します。